

## 東京都北区公式ツイッター運用ポリシー

3 北政広第 1783 号

令和 3 年 9 月 28 日

### (目的)

第 1 条 このポリシーは、東京都北区（以下「区」という。）が区公式ツイッターを区民等（以下「利用者」という。）への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公式ツイッター 区が設置・運用するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (2) 本アカウント 区がツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為及び投稿された文章をいう。
- (4) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するようにアカウントを登録することをいう。

### (運用主体)

第 3 条 公式ツイッターの運用主体は区とし、本アカウントの管理及びツイートの発信は政策経営部広報課（以下「広報課」という。）が行う。

2 ユーザー名は@kitaku\_tokyo とする。

### (運用者の明示)

第 4 条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として本アカウントのユーザー名を、区ホームページに明示する。

### (運用主体、発信内容等の明示)

第 5 条 本アカウントの運用主体、発信する内容等については、プロフィール欄に明示する。

### (掲載内容)

第 6 条 本アカウントにより発信する情報は次のとおりとする。

- (1) 区内で発生した地震、大雨、暴風等の気象情報
- (2) 区内で発生した災害情報
- (3) 区の事務事業に関する情報
- (4) その他、広報課長が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第7条 本アカウントは、発信のみを行い、原則としてリプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、リツイートについては、国、東京都、他自治体等が発信したもので、広報課長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンク先は、原則として区が運営するホームページに限るものとする。ただし、広報課長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(投稿の削除)

第9条 本アカウントの利用に際して、利用者による次に定める内容を含む投稿を禁止するとともに、広報課長は、これらの投稿を予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他、区長が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(その他)

第10条 このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの実施について必要な事項は、広報課長が、別に定める。

付 則

このポリシーは、令和3年10月1日から施行する。